

規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「若しくは宅地建物取引士」を削り、同条第三項中「会社の決算期等を確認できる定款の写し」を「事務所の平面図」に改める。

第十八条第四項後段を削る。

附 則

この規則は、令和六年五月二十五日から施行する。